別表（第四条、第五条、第十三条関係）

生産品目		調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	提出期日すに県都道府知事か経済産業局長か経済産業大臣か
		事業所	特定事業所					
鉄鋼及び鉄鋼加工製品								
鉄鋼								
鉄フェロアロイ	粗鋼	全部		鉄鋼月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	半製品			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	鍛鋼品			鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	鋳鋼品							
普通鋼熱間圧延鋼材		全部		鉄鋼月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼								
	一般普通鋼熱間圧延鋼材再生普通鋼熱間圧延鋼材							
	帯鋼	鉄鉄、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は鋳鉄管（以下「鉄鋼等」という。）を生産するもの		鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	冷延広幅帯鋼							
	冷延鋼板							
	冷延電気鋼帯							
	ブリキ							
	ティンフリースチール							
	亜鉛めっき鋼板							
	その他の金属めっき鋼板							
	簡易鋼矢板	右以外のもの		鉄鋼月報（その四）	二部	翌月十五日	経済産業局長	
	軽量形鋼			鉄鋼月報（その九）	二部	翌月十五日	経済産業局長	
特殊鋼熱間圧延鋼材								
	棒鋼	鉄鉄等を生産するもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	鉄線							
	冷間圧造用炭素鋼線							
	硬鋼線							
	溶接棒心線	右以外のもの		鉄鋼月報（その七）	二部	翌月十五日	経済産業局長	
	針金							
	亜鉛めっき硬鋼線							
		全部		鉄鋼月報（その五）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	